

令和5年11月21日

スライド条項の運用について

和泉市役所 契約検査室

和泉市では、原材料費等の価格高騰を踏まえた適正な請負代金額の確保のため、和泉市公共工事請負契約約款第26条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）（いわゆるスライド条項）において、契約締結後においても受注者からの協議の申出があった場合には適切に協議に応じること等により、状況に応じた必要な契約変更を実施することができる規定を設けています。

つきましては、当該条文に基づくスライド条項の運用等についてお知らせします。

1. 各種スライド条項解説（国土交通省ホームページより）

項目	全体スライド (第1～4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)	
適用対象工事	<u>工期が12ヶ月を超える工事。</u> 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事（比較的大規模な長期工事）	<u>すべての工事。</u> 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	<u>すべての工事。</u> 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	
条項の趣旨	比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置	
請負額 変更の 方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く特定の資材（鋼材類、燃料油類等）	
	受注者の負担	<u>残工事費の1.5%</u>	<u>対象工事費の1.0%</u> （但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし）	<u>残工事費の1.0%</u> （30条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1%」を採用。単品スライドと同様の考え）
	再スライド	可能 （全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能）	なし （部分払いを行った出来高部分を除いた工期内全ての特定資材が対象のため、再スライドの必要がない）	可能

2. 和泉市公共工事請負契約約款（一部抜粋）

全体スライド	<p>第二十六条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から十二月を経過した後日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適當となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。</p> <p>2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の千分の十五を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。</p> <p>3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。</p> <p>ただし、協議開始の日から十四日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>4 第一項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする</p>
単品スライド	<p>5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適當となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。</p>
インフレスライド	<p>6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。</p>

3. 参考ホームページ

国土交通省「各種スライド条項（全体スライド、単品スライド、インフレスライド）について」

https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000101.html

【問い合わせ先】

和泉市役所 契約検査室 工事契約グループ

TEL（直通）：0725-99-8111

MAIL：keiyaku@city.osaka-izumi.lg.jp